

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第43号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第18条</b> 公衆衛生及び生活環境の向上を図るため、静岡県環境衛生科学研究所（以下「環境衛生科学研究所」という。）を<u>静岡市葵区北安東4丁目</u>に置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><b>第20条</b> （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 静岡県中部健康福祉センターの相談判定課、<u>育成課及び細菌検査課</u>は藤枝市岡出山に、化学検査課は<u>静岡市葵区北安東</u>に置く。</p> <p>11 （略）</p>	<p><b>第18条</b> 公衆衛生及び生活環境の向上を図るため、静岡県環境衛生科学研究所（以下「環境衛生科学研究所」という。）を<u>藤枝市谷稲葉</u>に置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><b>第20条</b> （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 静岡県中部健康福祉センターの相談判定課及び育成課は藤枝市岡出山に、化学検査課及び細菌検査課は<u>藤枝市谷稲葉</u>に置く。</p> <p>11 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。